

教育長	次 長	課 長	係
水間	渡部		



21高教政第1822号

平成22年3月10日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局 教育政策課長

（ 公 印 省 略 ）

住居手当に関する規則の一部改正について（通知）

平成22年4月1日から自宅（単身赴任手当を支給される職員の所有に係る住宅で、その配偶者等が居住しているものを含む。）に係る住居手当が廃止されることに伴い、住居手当に関する規則（昭和49年12月21日人事委員会規則第29号）の一部が改正されます。

上記の改正に伴い住居届（別記第1号様式）の様式が別添のとおり改正されますので、平成22年4月1日以降の届出につきましては、別添改正後の様式により処理する旨、貴管内の学校長へ周知いただきますようお願いいたします。

●改正後の様式は「給与の広場」からダウンロードできます。

給与の広場 URL : <http://yairo.kochinet.ed.jp/seisaku/kyuuyo/>

別記第1号様式 (第5条関係)

住 居 届

(平成 年 月 日提出)

様	勤務公署			
	職員番号		氏名	印
	職 名			

住居手当に関する規則第5条第1項の規定により、居住の実情を届け出ます。

届出の理由 (該当するものの□にレ印を付ける。)

- ☐ 1 新規 (□ 第1項第1号 □ 第1項第2号)
☐ 2 支給要件の喪失 (□ 第1項第1号 □ 第1項第2号)
☐ 3 転居 (1又は2に該当する場合を除く。)
☐ 4 契約関係の変更
☐ 5 家賃の額の改定
☐ 6 その他()

届出の理由が生じた年月日 (年 月 日)

住居手当の条項第1項第1号	契約の開始	年 月 日から	住宅への入居年月日	年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅の所有者	続柄 ()	住 所	
	住宅の貸主	続柄 ()	住 所	
	住宅の借主	☐ 本人 ☐ 扶養親族 続柄 () 共同名義人が ☐ いない ☐ いる { 続柄 () ()		
	家賃等	月額 (年 月 日から)	左記の家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代) ☐ 食費等が含まれている(賄い付きの下宿代)	
住居手当の条項第1項第2号	契約の開始	年 月 日から	住宅への入居年月日	年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅の所有者	続柄 ()	住 所	
	住宅の貸主	続柄 ()	住 所	
	住宅の借主	☐ 本人 ☐ 扶養親族 続柄 () 共同名義人が ☐ いない ☐ いる { 続柄 () ()		
	家賃等	月額 (年 月 日から)	左記の家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代) ☐ 食費等が含まれている(賄い付きの下宿代)	

☐ 借家・借間 (住居手当の条項第1項第1号)☐ 借家・借間 (住居手当の条項第1項第2号)

上記のとおり

☐ 確認する。
☐ 確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、

円である

と算定する。(住居手当の条項第1項第1号)

☐ 確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、

円である

と算定する。(住居手当の条項第1項第2号)

年 月 日

職名

氏名

印

取扱者	校 長	教 頭		係
認 印				

備 考

支給の始期	(家賃等の認定額) 手当認定額	支給の終期
年 月 から	(円) 円	年 月 まで

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄の新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては第1項第1号、単身赴任手当を支給される職員の配偶者等が居住する借家・借間にあつては第1項第2号のそれぞれ該当するものの□にレ印を付ける。
- 2 「家賃等」欄は、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付き住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合 (例：光熱費込みの下宿代) 又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 (例：賄い付きの下宿代) で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額 (光熱費込みの下宿代又は賄い付きの下宿代) を記入して差し支えない。
- なお、この場合は、該当するものの□にレ印を付ける。